

# 代表的な事業系ごみの例

※家庭系ごみの分別と異なります

## 事業系一般廃棄物の種類

市の処理施設に搬入できるごみ(産業廃棄物以外のもの)

例



※受入基準があります  
例) 剪定枝、丸太等  
→長さ50cm、太さ10cm

## 産業廃棄物の種類

市の処理施設へ搬入することはできません。  
事業系一般廃棄物には混ぜないでください。

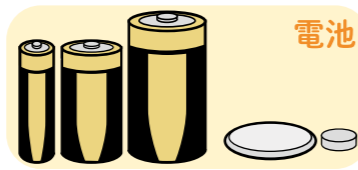
### 主な品目



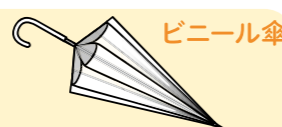
その他の産業廃棄物については、

別紙の「事業系ごみの分別早見表」をご参照ください。

電池、ビニール傘、蛍光灯など、複数の種類の混合物もあります。ご不明な点がありましたら、**廃棄物指導課**へお問合せください(問合せ先は裏表紙をご覧ください)。



「金属くず」、「汚泥」



「廃プラスチック類」、「金属くず」



「廃プラスチック類」、「金属くず」、「ガラスくず」

## 廃プラスチック類

## 金属くず

## ガラスくず

## 廃油



分別表示ラベルをご活用ください  
市ホームページからダウンロードできます

ダウンロードはこちら



# 是非ご登録ください!

書類での申請のほか専用フォームを活用してスマホやパソコンなどでの申請も可能です

## エコショップ

環境に配慮し、廃棄物の減量化及び資源化等に関する川崎市の施策へ積極的に協力するお店や商店街などを「エコショップ」に認定し、市のホームページで紹介しています。

- ・牛乳パック・食品トレー等、資源物の店頭回収
- ・ボタン型電池・充電式電池の回収
- ・生活用品の修理・再生
- ・生ごみコンポスト化容器等の販売 など

エコショップ 🔍 検索



## リユース・リサイクルショップ

中古品や中古自転車の買取・販売等を行うことにより、廃棄物の再利用及び再生利用等に関する川崎市の施策に協力する商店等を「リユース・リサイクルショップ」に認定し、市のホームページで紹介しています。

リユース・リサイクルショップ 🔍 検索



## 食品ロス削減協力店

飲食店による食べきりや食品小売店による売りきりの推進など、食品ロスの削減に取り組む店舗等を登録し、市のホームページで紹介しています。



食品ロス削減協力店 🔍 検索



## 問合せ先

上記の制度や事業系一般廃棄物に関すること

環境局生活環境部減量推進課 ☎ 044-200-2568

産業廃棄物に関すること

環境局生活環境部廃棄物指導課 ☎ 044-200-2596

月曜日～金曜日 8時30分～17時15分

事業所所在地が川崎市の方

川崎生活環境事業所 ☎ 044-266-5747

事業所所在地が幸区・中原区の方

中原生活環境事業所 ☎ 044-411-9220

事業所所在地が高津区・宮前区の方

宮前生活環境事業所 ☎ 044-866-9131

事業所所在地が多摩区・麻生区の方

多摩生活環境事業所 ☎ 044-933-4111

月曜日～土曜日 8時～16時45分

# 事業系ごみの適正排出について

事業活動から発生するごみは、**市では収集しません。**

また、**家庭系のごみ集積所に出してはいけません。**

家庭系のごみ集積所に出した場合、**投棄禁止違反**となり、**5年以下の拘禁刑若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科**がせられることがあります。  
その他、排出事業者に対する法令を遵守してください。

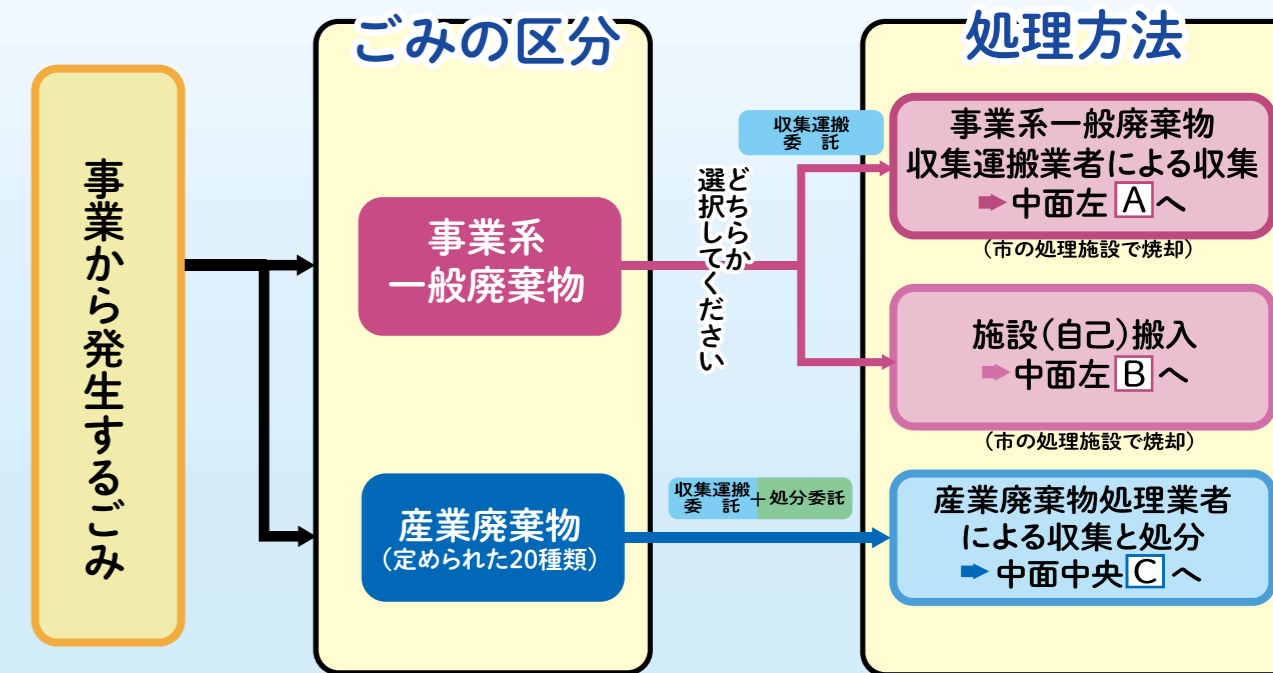


排出事業者の責務: 廃棄物を排出する事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

(廃棄物処理法第3条第1項及び第11条第1項)

## 事業活動から発生するごみは...

※NPO法人や個人事業主の活動も事業活動です。



事業活動から発生するごみの処理方法についてわからないことがありましたら、

・一般廃棄物 → 減量推進課

・産業廃棄物 → 廃棄物指導課に

お電話いただくか、各地域の生活環境事業所にご相談ください。

わからないことがありましたら、**事業活動を始める前**にご相談ください。

問合せ先は裏表紙をご覧ください。



# 事業系一般廃棄物の処理方法

## A 事業系一般廃棄物収集運搬業者による収集

事業系一般廃棄物収集運搬業者(市の許可を受けた業者)への委託方法

### 委託するとき

①委託業者は川崎市から許可を受けた業者の中から選んでください。

許可業者は市ホームページで [排出事業者用一般廃棄物処理業者情報一覧](#)



②受託料金、排出量、排出方法、収集日、収集時間、資源物の扱い等を許可業者に確認し、処理委託してください。

市の許可業者以外への廃棄物の処理委託は廃棄物処理法の委託基準違反です。必ず許可証を確認してください。

③川崎市では、適正排出確保のため書面による契約締結を推奨しています。

### ごみを出すとき

#### 分別

- 事業系一般廃棄物の中にビニールやプラスチックなどの産業廃棄物を混ぜないでください。産業廃棄物が混ざったごみは市の処理施設に持ち込めません。
- 段ボールや書類等の古紙、生ごみ、剪定枝などは分別して可能な限り資源化に努めてください。

#### 保管場所

- 保管場所は事業場内に設けてください。公道にごみ容器等を常設することはできません。
- ごみの飛散、流出、悪臭、ハエ・蚊等の発生に十分注意してください。
- カラス・ネズミ等による被害が発生しないように、蓋つきポリ容器を使用する、ネットを被せる等の対策を取ってください。

## B 施設(自己)搬入

自ら市の焼却施設に事業系一般廃棄物を搬入する処理方法

1kgあたり15円のごみ処理手数料がかかります。



【所在地別搬入施設】(1回の搬入量が200kg以上の場合)

排出事業者の所在地 (廃棄物の発生場所)	施設名	住所	電話番号
川崎市内全区	浮島処理センター	川崎区浮島町509-1	044-287-9600
	橘処理センター	高津区新作1-20-1	044-865-0013
中原区・高津区・宮前区・多摩区・麻生区	王禅寺処理センター	麻生区王禅寺1285	044-966-6135

1回の搬入量が200kg未満の場合、すべての施設に搬入することができます。

自己搬入の手続きや搬入日時などについては、上記の各処理センターか環境局施設部処理計画課(044-200-2589)へお問い合わせください。

# 産業廃棄物の処理方法

## C 産業廃棄物処理業者による収集と処分

### 排出事業者の遵守事項(罰則あり)

#### ①契約書

**書面契約**  
収集運搬・処分それぞれの契約が書面で必要



**許可証**  
委託先の事業者が許可を受けているもの、期限が切れていないものを添付

#### ②マニフェスト

**産業廃棄物の収集時に交付が必要**  
排出事業者が委託業者に交付(電子の場合は入力)

**返送と内容の確認**

廃棄物の運搬・処分の完了を確認



5年間保存義務

#### ③保管

**適正保管**

混ざらないように種類ごとに保管

飛散・流出・地下浸透・悪臭が発生しないようにする

保管場所に掲示板

産業廃棄物処理業者を探したい場合は下記にお問い合わせください。  
(公社)神奈川県産業資源循環協会 045-681-2989

### 排出事業者に対する主な罰則 廃棄物処理法違反となった場合は、罰則が科せられることがあります

	違反行為	根拠条文	違反条項	罰則の内容
<b>契約書に関する罰則</b>				
委託基準違反	一般廃棄物又は産業廃棄物の処理を無許可業者に委託したとき	第25条第1項第6号	第12条第5項 第12条の2第5項	5年以下の拘禁若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科
	委託基準に違反して一般廃棄物又は産業廃棄物の処理を他人に委託したとき	第26条第1号	第12条第6項 第12条の2第6項	3年以下の拘禁若しくは300万円以下の罰金又はこの併科
<b>マニフェストに関する罰則</b>				
排出者管理票交付義務違反等	排出事業者がマニフェストを運搬受託者に交付しなかったとき、記載すべき事項を記載せず交付したとき、虚偽の記載をして交付したとき	第27条の2第1号	第12条の3第1項 (第15条の4の7第2項での準用含む)	1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
管理票保存義務違反	マニフェスト交付者が、交付日から5年間保存しなかったとき	第27条の2第5号	第12条の3第2項 第12条の3第6項	
<b>保管に関する罰則</b>				
措置命令違反	生活環境の保全上の支障の除去等のために出された措置命令に違反したとき	第25条第1項第5号	第19条の5第1項 第19条の6第1項	5年以下の拘禁刑若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科

### その他

■事業所(事務所・店舗・工場等)と住居部分が同一の建物(敷地)の場合(住居併用事業所等)は、事業系一般廃棄物と産業廃棄物、家庭系ごみが発生しますので、それぞれ分別して排出してください。  
**家庭系ごみと事業系ごみを分別していない場合は、全て事業系ごみとみなします。**

■家庭系ごみと事業系ごみは分類方法が違います。  
事業系ごみでは、容器包装プラ、製品プラ、ビニールなどの分類はなく、全て廃プラスチック類(産業廃棄物)になります。  
また、燃えるごみ(可燃物)、燃えないごみ(不燃物)、資源物という分類はありません。

■廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他の人の生活環境に被害を及ぼすものとして政令に定められたものは、特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物に該当します。

# 減量化・資源化の取組

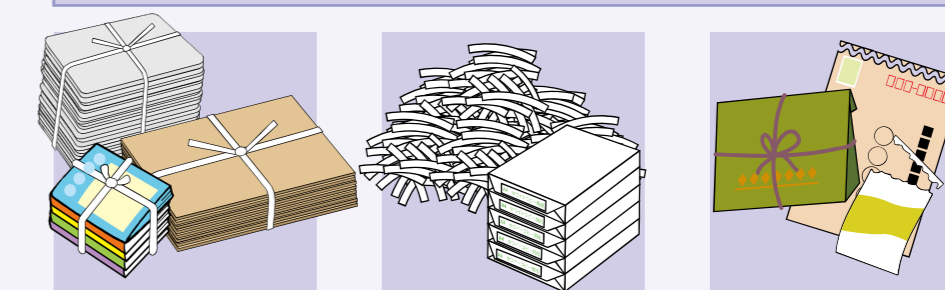
積極的な取組をお願いします



## 古紙

再生利用できる紙類は事業系一般廃棄物に混ぜず、分別してリサイクルしましょう。分別、リサイクルについては、事業系一般廃棄物収集運搬業者や市のHPに掲載している古紙リサイクル業者にご相談ください。

### 再生利用できる紙の例



新聞・雑誌・段ボール

OA用紙・シュレツダーくず

雑紙(封筒・菓子箱など)

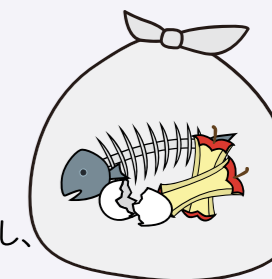
古紙のリサイクル



## 生ごみ

生ごみの減量化・資源化には、次のような方法があります。

- ①生ごみをリサイクルできる業者(「登録再生利用事業者」等)を利用し、たい肥化、飼料化等を実施する。
- ②生ごみ処理機を導入し、自社で処理し、たい肥化、減量化等を実施する。
- ③3きり(使いきり、食べきり、水きり)を実施し、減量化する。



生ごみのリサイクル



## 木くず(剪定枝等)

木くず(剪定枝等)は、木くずの資源化を行っているリサイクル業者を利用することにより、リサイクルすることができます。

- ①川崎市内の木くず(剪定枝等)リサイクル業者へ、自ら持込または収集運搬業者に委託し搬入
- ②収集運搬業者に委託し、市外の木くず(剪定枝等)リサイクル業者へ搬入

木くずのリサイクル

